

令和 6 年 9 月 7 日現在

機関番号：34403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01172

研究課題名(和文) 武力紛争関連環境損害の防止：交戦国、企業及びその管轄国の「相当の注意」義務の実証

研究課題名(英文) Prevention of Environmental Harm related to Armed Conflict: Actual Proof of the "Due Diligence" Obligation of Belligerent Powers, Companies and their Jurisdictional States

研究代表者

繁田 泰宏 (Shigeta, Yasuhiro)

大阪学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298790

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：武力紛争法上の「予防措置をとる義務」に関し、平時の「相当の注意」の一部である事前通報と環境影響評価の参照可能性が示された。武力紛争法上の「略奪禁止原則」に関し、同原則に反して収奪された天然資源に対する金銭賠償額算定方法としての「税代用」(proxy tax)手法は、市場価値が算出困難な自然環境への損害には適用できないことが示された。企業とその管轄国の武力紛争関連環境損害を防止する「相当の注意」義務の違反を追及するために、国際環境法及び国際人権法に基づく気候変動訴訟からの類推可能性が示された。基礎的研究資料として、国際環境法及び国際人権法に関する最近の国際判例が検討された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、武力紛争に関連する環境損害を防止するための、国家と企業の「相当の注意」義務の内実と、その義務違反を追及する方法とが明らかとなった。特に、交戦国の「相当の注意」義務を構成する、「予防措置をとる義務」と「略奪禁止原則」の内実と問題点とが明確になったことの学術的意義は非常に大きい。また、企業とその管轄国の「相当の注意」義務違反を追及するために、国際環境法及び国際人権法に基づく気候変動訴訟からの類推可能性が示されたことも、学術的に大きな意義がある。さらに、本研究は、実証研究に重点を置いているため、本分野での国家と企業の行動指針を提供するものとして、その社会的意義も極めて高いものである。

研究成果の概要(英文)： Concerning the "obligation to take preventive measures" under the law of armed conflict, possible reference to prior notification and environmental impact assessment, part of "due diligence" in peacetime, was suggested; Regarding the "principle of prohibition of pillage" under the law of armed conflict, the "proxy tax" method (for calculating the amount of monetary compensation for natural resources expropriated contrary to this principle) cannot be applied to damage to the natural environment for which market value is difficult to calculate; a possible analogy with climate change litigation based on international environmental law and international human rights law was demonstrated, in order to accuse companies and their jurisdictional States of the violation of the "due diligence" obligation to prevent environmental damage related to armed conflict; recent international judgments on the two law fields aforementioned, as basic research materials, were examined.

研究分野：国際法

キーワード：相当の注意 国際環境法 国際人道法 武力紛争法 防止義務 予防原則 予防措置をとる義務 環境損害

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、自身が研究代表を務めた前回の科学研究『水資源』の衡平利用と損害防止法理の再構築：河川・海洋をめぐる法原則の新展開において、河川と海洋に共通する国際環境法の基本原則として損害防止義務と衡平利用原則とを措定し、両者の内実と展開過程、並びにその相互関係についての検討を行った。そこで検討された損害防止義務は、国家が「相当の注意」をもって損害を防止する義務であったが、今回の科学研究では、武力紛争に関連する環境損害の防止という文脈で、その「相当の注意」義務を、国家のみならず私企業にも課される義務として措定し、両義務の内実及び関係性を実証的に検証することとした。

### 2. 研究の目的

本研究は、武力紛争との関連で生じる環境損害(武力紛争の前又は後の状況で生じるものも含む)の防止の問題を、交戦国、企業及びその管轄国の「相当の注意」義務という観点から統一的に検討しようとするものである。ここでの第1の課題は、平時に適用される慣習国際法上又は条約上の環境損害防止義務(環境損害の発生を「相当の注意」をもって防止する義務)のうち武力紛争時に適用されるものは何か、またそのような義務は、武力紛争法によってどのような修正を受けるのか、を究明することであった。また第2の課題は、武力紛争の前又は後の状況において、どのような環境損害防止義務がいかなる根拠でどのように機能し得るのか、を検討することであった。さらに第3の課題は、国連国際法委員会(ILC)が2019年に第一読を完了し暫定的に採択した「武力紛争に関連する環境保護」草案(以下、ILC暫定草案)の原則10及び原則11を参考にしつつ、武力紛争に関連する環境損害を引き起こす企業とその管轄国に対して、どのような環境損害防止義務がいかなる根拠でいかにして課せられ得るかを検討することであった。

### 3. 研究の方法

本研究において、国家の「相当の注意」義務については繁田(代表者)と保井が担当し、企業の「相当の注意」義務については鳥谷部と阿部が担当する。繁田は、判例分析とILC暫定草案で言及された諸文書の検討を主軸とする一方で、保井は、各国の国家実行や条約の起草過程の検討を中心にすえる。また鳥谷部は、ILC暫定草案で言及された諸文書や判例を基に検討を行い、阿部は、自身が関心を寄せる気候変動訴訟からの類推可能性を検討する。

### 4. 研究成果

(1)第1の課題、すなわち、平時に適用される慣習国際法上又は条約上の環境損害防止義務(環境損害の発生を「相当の注意」をもって防止する義務)のうち武力紛争時に適用されるものは何か、またそのような義務は、武力紛争法によってどのような修正を受けるのか、の検討について。

本課題に関しては、まず、平時の環境損害防止義務から導かれる「第三国及び国家管轄権外の区域への環境損害を防止する義務」の存在が確認されたが、この義務が武力紛争法によってどのような修正を受けるかまでは、時間的制約から検討できなかった。また、この義務の範囲を超えて、環境損害防止のために「相当の注意」を払うことを交戦国に義務づける規範の存在を平時の環境損害防止義務を根拠に導き出すことは困難であり、交戦国に対して環境に妥当な考慮を払うことを義務づける「環境配慮義務」(環境への配慮は必須であるが、損害の防止までは求められない)の存在を論じるのが限界であることが判明した。以上のことは、繁田による2023年3月の本科学研究会での報告「武力紛争時における国家の環境配慮義務 その淵源、内実、及び他の諸原則との関係」において明らかとされたものである。

上記の限界を踏まえた上で、武力紛争法において要求される環境損害防止のための交戦国の「相当の注意」義務に対し、平時の環境損害防止義務がどのような影響を与えているか(或いは与え得るか)の検討が行われた。ここで特に検討の対象とされるべきは、武力紛争法上の、「広範、長期的かつ深刻な環境損害を防止する義務」、「民用物(環境を含む)に対する過度な巻き添えを防止する義務」(「予防措置をとる義務」)及び「略奪禁止原則」であるが、時間的制約から、「広範、長期的かつ深刻な環境損害を防止する義務」については検討を行うことはできなかった。他方、「予防措置をとる義務」については保井が、「略奪禁止原則」については繁田が、それぞれ担当した。

保井は、敵対行為の文脈における「予防措置をとる義務」を通じた武力紛争時の環境保護について、論説「武力紛争法上の『環境的考慮』の義務：攻撃の際の予防措置における環境損害防止のための『相当の注意』」『同志社法学』74巻6号(2022年11月)1961-1989頁、及び2022年9月の本科学研究会における報告「武力紛争法上の『環境的考慮』の義務：攻撃の際の予防措置における環境損害防止のための『相当の注意』」で考察している。そこでは、平時の「相当の注

意」の一部である事前通報と環境影響評価が、武力紛争法上ではそれぞれ攻撃の際の事前の警告と攻撃の目標の識別および攻撃の影響の評価として行われなければならないことが示された。また保井は、2024年3月の本科学研究会において、「占領地域に適用される慣習国際環境法の射程：国際人権法の占領地域への適用との比較において」と題する報告も行い、上記～の義務の範囲を超える占領国の「相当の注意」義務に関する序論的考察も行っている。

他方、繁田は、2024年3月の本科学研究会において、「武力紛争中及び占領中の天然資源の収奪に対する金銭賠償 2022年コンゴ領軍事活動事件 ICJ 判決の評価」と題する報告を行った。そこにおいて繁田は、「略奪禁止原則」に反して武力紛争中及び占領中に収奪された天然資源に対する金銭賠償額の算定は、2022年コンゴ領軍事活動事件 ICJ 判決が述べるように「税代用」(proxy tax)手法を採用することによりある程度は可能であるが、市場価値の算出が困難である生物多様性の喪失や野生動物の密猟による自然環境への損害については、当該手法では対応できないことを指摘した。

(2)第2の課題、すなわち、武力紛争の前又は後の状況において、どのような環境損害防止義務がいかなる根拠でどのように機能し得るのか、の検討について。

本課題に関しては、武力紛争の前又は後の状況において平時の環境損害防止義務が適用されることは確認されたが、それが武力紛争法によってどのような影響を受けるかについては、時間の制約から検討できなかった。

(3)第3の課題、すなわち、武力紛争に関連する環境損害を引き起こす企業とその管轄国に対して、どのような環境損害防止義務がいかなる根拠でいかにして課せられ得るか、の検討について。

本課題に関しては、阿部が、2022年9月の本科学研究会において、「武力紛争に関わる企業活動をめぐる国家の相当の注意義務(草案原則10)進捗状況」とのテーマで、また2023年3月の本科学研究会において“Invoking Precautionary Principle in Climate Change Litigations and Its Effects on International Human Rights Law: Will Climate Change Enhance Human Rights Approaches to Environmental Protection?”とのテーマで、さらに2024年3月の本科学研究会において「気候変動と武力紛争の接点および企業の環境保護責務をめぐる最近の議論状況」とのテーマで、それぞれ報告を行った。これらの報告を通じて阿部は、個人の権利侵害を根拠に気候変動訴訟が行われていることの類推から、武力紛争関連環境損害を引き起こす企業とその管轄国に対して訴訟を提起することが可能ではないかとの指摘を行った。この気候変動訴訟の最新の動向については、繁田が論説「国際法を利用した気候変動訴訟の現状と課題 - 環境と人権を保護する国家の義務の視点から - 」大阪公立大学『法学雑誌』69巻3・4号(2023年)69-95頁において、また鳥谷部も、論説「気候変動訴訟における将来世代の権利論 - 環境権に着目して - 」『国際法研究』14号(2024年)99-121頁、「世代間平衡概念にみる将来世代の権利論 - 最近の気候変動訴訟からの示唆 - 」『環境管理』59巻9号(2023年)40-45頁、「欧州人権条約に基づく気候訴訟 - Urgenda 財団対オランダ事件からの示唆 - 」大阪大学『国際公共政策研究』26巻2号(2022年)197-118頁において、詳しく論じている。

さらに鳥谷部は、2024年3月の本科学研究会において「武力紛争に関連して環境損害を生じさせた企業とその管轄国の法的責任」と題する報告を行っている。そこにおいて鳥谷部は、ILC暫定草案で引用された諸文書や判例を丹念に検討した結果、企業とその管轄国に対して武力紛争関連環境損害を防止するために「相当の注意」を払うよう促す国際的な傾向が見られるものの、それがどこまで国際法上の義務として確立しているかは不明確である旨の指摘を行った。

(4)国際環境法と国際人権法に関する最近の国際判例の検討

本研究のための基礎的資料として、国際環境法と国際人権法に関する最近の国際判例が、鳥谷部によって検討された。その成果は、以下の通りである。「[国際司法裁判所]シララ水域の地位及び使用に関する紛争事件(チリ対ボリビア)[判決:2022年12月1日]」『摂南法学』62号(2024年)49-115頁、「米州人権条約における「健全な環境に対する権利」の法的根拠 - ラカ・ホンハット協会先住民族対アルゼンチン事件の検討を中心に - 」『摂南法学』59号(2022年)33-97頁。

以上。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 繁田 泰宏	4. 巻 69巻3・4号
2. 論文標題 国際法を利用した気候変動訴訟の現状と課題 - 環境と人権を保護する国家の義務の視点から -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学『法学雑誌』	6. 最初と最後の頁 69-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 繁田 泰宏	4. 巻 48巻1・2号
2. 論文標題 2019年 ILC「武力紛争に関連する環境の保護」 暫定諸原則草案【翻訳】（二・完）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大阪学院大学『法学研究』	6. 最初と最後の頁 21-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 60号
2. 論文標題 大エチオピア・ルネサンスダム（GERD）建設に伴うナイル川国際法秩序の変容 重大損害防止原則と衡平利用原則の相克	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 17 - 52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保井 健呉	4. 巻 74巻6号
2. 論文標題 武力紛争法上の「環境的考慮」の義務：攻撃の際の予防措置における環境損害防止のための「相当の注意」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1961-1989
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部 紀恵	4. 巻 191巻2/号
2. 論文標題 国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理 人権条約による包摂が示す現代的展開 (一)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都大学『法学論叢』	6. 最初と最後の頁 32-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部 紀恵	4. 巻 191巻4号
2. 論文標題 国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理 人権条約による包摂が示す現代的展開 (二)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都大学『法学論叢』	6. 最初と最後の頁 80-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部 紀恵	4. 巻 191巻6号
2. 論文標題 国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理 人権条約による包摂が示す現代的展開 (三)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都大学『法学論叢』	6. 最初と最後の頁 65-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 繁田泰宏	4. 巻 47巻1・2号
2. 論文標題 国連国際法委員会 (ILC) 「武力紛争に関連する環境の保護」原則草案【翻訳】 (一)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪学院大学『法学研究』	6. 最初と最後の頁 39-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 26巻2号
2. 論文標題 欧州人権条約に基づく気候訴訟 Urgenda財団対オランダ事件からの示唆	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大阪大学『国際公共政策研究』	6. 最初と最後の頁 197 - 118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 59号
2. 論文標題 米州人権条約における「健全な環境に対する権利」の法的根拠 ラカ・ホンハット協会先住民民族対アルゼンチン事件の検討を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『摂南法学』	6. 最初と最後の頁 33 - 97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保井健 呉	4. 巻 73巻3号
2. 論文標題 武力紛争における海洋生物多様性の保護：「場所本位アプローチ」に基づく可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『同志社法学』	6. 最初と最後の頁 629-653
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保井健 呉	4. 巻 47巻1・2号
2. 論文標題 武力紛争法による武力紛争の影響からの自然環境保護の射程：民用物としての自然環境に対する保護の検討を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『同志社法学』	6. 最初と最後の頁 53-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 鳥谷部 壤
2. 発表標題 大エチオピア・ルネサンスダム（GERD）建設に伴うナイル川国際法秩序の変容 重大損害防止原則と衡平利用原則の相克
3. 学会等名 水資源・環境学会2021年度冬季研究大会（2022年3月5日）（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 鳥谷部 壤
2. 発表標題 米州人権条約における「健全な環境に対する権利」の法的根拠 ラカ・ホンハット協会先住民族対アルゼンチン事件の検討を中心に
3. 学会等名 第25回環境法政策学会学術大会（2021年6月19日）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	保井 健呉  (Yasui Kengo)  (00844383)	中京大学・法学部・講師   (34310)	
研究分担者	鳥谷部 壤  (Toriyabe Jo)  (40823802)	摂南大学・法学部・講師   (34428)	
研究分担者	阿部 紀恵  (Abe Kie)  (30910856)	神戸大学・人間発達環境学研究科・助教   (14501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------